

第5章

史跡狭山池の保存活用に関する基本方針

99

第1節 史跡狭山池保存活用の大綱 101

第1節 史跡狭山池保存活用の大綱

史跡狭山池の現状と課題を踏まえ、史跡狭山池のめざす将来像を、下記の通り大綱として提示する。それを踏まえ、保存と活用に関する基本方針を述べる。

1 狭山池のダム・灌漑施設としての機能を保ちつつ、文化遺産としての価値を十分に考慮し、「史跡狭山池」の本質的価値について、多様な目的を持って狭山池を訪れる人びとがその価値を享受できるような状況を創出し、現在から未来へと確実に維持・継承できるようにする。

2 「史跡狭山池」の本質的価値をさらに明らかにするため、計画的・継続的・総合的な調査研究を実施する。併せて調査研究により明らかになった価値を顕在化し、共有するための活用・整備を進め、文化遺産としての総合的な価値の向上に努める。

3 「史跡狭山池」の持つ顕在・潜在する本質的価値を引き出し、その恩恵を享受できるようにするとともに、「史跡狭山池」を中心とした地域の包括的な活用、地域社会を活性化させる魅力ある活用のあり方を模索する。併せて、狭山池博物館との連携を進め、史跡の本質的価値を学びやすい場の提供に努める。

4 「狭山池ダム」「狭山池（灌漑施設）」「狭山池公園」の個々の機能を維持管理するため、「整備（施設）」との調整を図り、「史跡狭山池」とそのほかの機能との相乗的な効果を生み出せるように努める。併せて、周辺地域をも含め、全体として調和の取れた景観形成に努める。

5 大阪狭山市・大阪府及び関係する市などの地方公共団体内における各関係部署間の連携体制を構築する。併せて運営体制として地域住民や活動団体関係機関との連携体制を構築する。

6 史跡狭山池の維持管理・活用などの、状況に応じた適切な保存管理方法と、現状変更等の取り扱い基準を定め、適切な管理運営に努める。